

和光市立第二中学校 PTA

委員等選出マニュアル

I. 基本事項

1. 目的

本マニュアルは和光市立第二中学校 PTA 各委員会の委員および一人一役の選出が、全会員の正しい理解の下、公正公平に実施されることを目的とするものである。

2. 主管と改廃

主管は学級委員会とし、責任者は学級委員長とする。本マニュアルの改正については、学級委員会内で実施し結果を速やかに本部へ報告する。ただし特に重要であると本部が判断した事項および廃止については、運営会議で決議するものとする。

3. 選出する役割

本マニュアルに従って選出される役割は、PTA 規約で定められた各委員会の委員および委員会非選出者が担う一人一役の役割等についてである。

4. 選出対象者

選出の対象者は和光市立第二中学校 PTA の全会員とする。ただし、教職員および別に定める除外対象者を除く。

II. PTA 各委員会委員

1. 選出対象者

委員については生徒が在籍する同一学年につき各家庭 1 回を原則として選出する。ただし、立候補の場合は複数回の選出を妨げない。

2. 除外者

PTA 各委員会委員の選出について、次のものは除外する。ただし、立候補の場合は選出を妨げない。

- ①当該学年にて PTA 各委員会委員経験者
- ②PTA 規約第 11 条記載の本部役員経験者
- ③特別支援学級に在籍する生徒の保護者
- ④日本語での意思疎通が難しい者

⑤その他本部が除外対象であると特別に認めた者

なお就業、介護、育児、ひとり親、単身赴任等は特別な理由とならない。

3. 活動への参加

選出された者は各委員会活動へ参加をすること。特別な理由なく委員会活動に参加をしなかった場合は、当該学年での委員経験としない。

Ⅲ. 一人一役

1. 選出対象

各クラス当該年度に委員に選出されなかったすべてのPTA会員を対象とし、同一学年につき各家庭一役とする。ただし本マニュアルⅡ-2に定める③④⑤の理由で委員選出除外となった者については、学級委員が指定する役割から決定する。

2. 重複の禁止

同時に別学年または別クラスに二子以上が在籍する場合、同一日時を実施される役割を重複して担当することはできない。

3. 活動への参加

選出された者は各役割へ参加をすること。特別な理由があって欠席する場合には、必ず所管の委員へ連絡をし、代理の者を立てるか、代替の活動の指示を受け実施する。

Ⅳ. 選出方法

1. 選出の主導

各委員および一人一役の選出は学級委員が主導して行う。

2. 選出方法

各委員および一人一役の選出は、学級委員が定めた公正公平な方法で実施される。選出は各委員を先行して実施し、委員が決定した後に一人一役を選出する。

3. 選出の優先順位

同時に別学年に生徒が在籍する家庭でどちらも委員未経験の場合は、上の学年のクラスでの選出が優先される。

4. 欠席者

選出実施日に欠席した者も、出席者同様に選出の対象となる。選出された場合は、学級委員会より速やかに通知をする。

V. 委員会役職者

1. 委員会における役職者の選出

各委員会における役職者は第1回委員会にて、委員会ごとに決定をする。役職者の選出時に欠席した者も選出の対象となり、選出された場合は各委員会より速やかに通知を行う。なお委員会役職者とは、委員長、副委員長、会計、書記など運営会議に出席する役職者を指す。

2. 委員会役職者選出時の優先順位

各委員会での役職者の選出はその業務負担の大きさを鑑み、原則和光市立第二中学校 PTA 各委員会の役職未経験者を優先して対象とする。ただし立候補の場合は選出を妨げない。また本項は経験者の除外を確約するものではない。

附 則

本マニュアルは2024年4月1日より実施する。

以 上